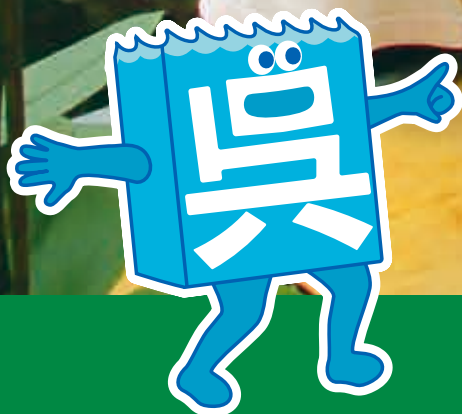


農業委員会だより



有限会社はなぞの野呂高原（認定農業者・農地所有適格法人）の代表取締役で呉市農業委員の今井満さん（51歳・左）と、取締役の今井清さん（74歳・右）。

安浦町にある標高839メートルの野呂山の山頂近くの鉄骨フィルム温室施設で、きれいな水と空気、夏場の冷涼な気候を生かして、主にバラとランを栽培している。



呉市農業委員会

今井 満さんが、花き経営を目指すこととなったきっかけは、バラを中心とした花き経営を行っていた、父である今井清さんの存在に大きな影響を受けている。幼いころから花が身近な存在で、父の仕事の手伝いをしながら、しだいに自分でも花を育ててみたいと思うようになった。また、花の美しさや華やかにも魅了され、栽培について興味を持ち始め、農業者大学校で園芸の知識を深めた。卒業後は父の経営に携わり、平成13年11月に法人を設立した。

は切花と苗にして、ランは鉢植えと切花にして販売し、バラは東京や名古屋、広島市場が、ランは広島や呉の市場が主な出荷先である。週末金曜日と土曜日には、ハウス内の見学と販売も行っている。

ランは、台湾から苗を定期的に仕入れ、ハウスで育成し花を咲かせて出荷している。出荷まで、少なくとも5〜6カ月の期間を要する。光の量と温度のバランスが大切で、花芽分化やつぼみの大きさに影響する。近年は、異常気象の影響がバラやランの栽培に大きく響くため、その対策を講じていくことに苦労している。

花きの消費者のニーズも変化してきている。バラについては、出荷できる品種を15種くらいに絞り、まとまった数を出荷できるように品質を管理し、ランについては、人気の高い「大輪」などの6品種を、常時出荷できるように栽培管理し、安定的な出荷を目指していると、今井さんは語る。

これまでの経営では、西日本豪雨の被害やコロナ禍の影響での苦労、現在は、燃料や生産資材の高騰が、価格になかなか転嫁できないとの課題があるが、「花のことが何よりも好きで、お客様に良いものを提供して喜んでもらいたい。」という一心で乗り越えてきた。

同社の活動は、国内にとどまらず、世界へも目を向けている。10年前から、コロンビア、ケニア、アメリカで、現地の生産者が同社バラ品種の栽培を行い、出荷するという取り組みを行っており、海外での普及を目指している。

人々の心を揺り動かし、感動を与えるようなバラやランの栽培を目指し、その素晴らしさを日本全国へ、世界へ普及させる活動を展開させていくことを目標に、日々努力を重ねている。

令和4年に農業者年金制度が改正され、より加入しやすく便利になりました。

【改正点】

①若い農業者が加入しやすいよう※政策支援加入の対象(認定農業者等)とならない35歳未満の方は、月額保険料一万円(千円単位で選択可)から加入できるようにしました(通常加入)。

②受給開始時期を、65歳以上75歳未満の間で選択できるようにしました。

③農業者年金の加入可能年齢の上限が65歳に引き上げられました(国民年金の任意加入被保険者に限ります)。

【加入要件】

①年間60日以上農業に従事している②60歳未満の国民年金第1号被保険者③60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者

【利点】

①支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象で、受け取る年金も公的年金等控除が適用されます。また、80歳前に亡くなられた場合に遺族へ支払われる死亡一時金は非課税です。

②※政策支援加入の方(若い時から担い手として頑張る農業者や配偶者等を厚く支援するため、39歳までに加入する認定農業者・認定就農者で青色申告者など要件を満たす方)は、保険料月額二万円のうち最大一万円の国庫補助が受けられます。

【申込先】

農業委員会事務局
(☎25-3481)・各農協へ



花を長く楽しんでもらうため、花が咲く前に収穫



出荷調整されたバラ

日本の農と食を伝える 「全国農業新聞」を 読みませんか

全国農業新聞は、現場で役立つ栽培技術・鳥獣害対策の情報や、魅力的な農家の取り組み、1週間の農政の動きなどを伝え、経営発展などに役立つ農業についての総合専門誌です。

また、地方版も充実し、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報なども掲載しています。

※電子版(専用サイトから申し込み。月額500円)もあります

◎発行日 毎週金曜日
◎購読料 月額700円(税込)
◎申込先 農業委員会事務局
☎25-3481

農業委員会の活動状況

農業委員会の役割

農業委員会は、「農業委員会

等に関する法律」に基づき、農地のある市町村に設置が義務付けられている合議体の行政委員会です。農業委員会総会において、農地法に基づく農地の売買・賃借、農地転用等の審議・許可を行うことのほか、「農地利用等の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地発生防止・解消、新規参入の促進）」の推進に関する業務などを執行する役割を担っています。

「農地利用等の最適化」とは、「耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人につないでい

審議を行っている定例総会の様子



審議を行っている定例総会の様子

く。」ことで、農業委員会は、農地等の利用の効率化・高度化を促進することが重要な責務となっています。

呉市農業委員会は、農業委員会の職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が任命した19名の農業委員と、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱する20名の農地利用最適化推進委員により構成されています。

農地利用状況調査（農地パトロール）の実施

呉市農業委員会では、「農地



①

利用等の最適化」を推進するために、「農地利用状況調査（農地パトロール）」に積極的に取り組んでいます。



③



②

農地利用状況調査（農地パトロール）を行う、農業委員及び推進委員（①、②、③）

市内全域を対象に、農業委員、農地利用最適化推進委員が定期的（5～7月、10～12月）に各地区に分かれて地域を巡回し、農地が遊休化していないか、適切に管理されているかなどの調査を行い、遊休農地または遊休農地の恐れのある農地を把握します。その後、再生利用可能かどうか検討し、再生可能と判断された農地については、農地の所有者に対して農地の「利用意向調査」を行いますので、調査書類を担当委員が持参、または郵送で届きましたらご協力をお願いします。

非農地判断について

「農地利用状況調査（農地パトロール）」の結果、現に山林・原野の様相を呈しており、物理的に農地として利用することが困難な荒廃農地で、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の「非農地判断」を行った農地については、農地の所有者に対し「非農地通知書」を送付するとともに、農地台帳を整理させていただきます。

「非農地通知書」を受け取られた方は、この通知書により、法務局で地目変更登記申請を行うことで、登記地目を農地以外（山林や雑種地など）に変更す

ることができません。

地目変更をする場合は、最寄りの法務局へご相談ください。

なお、地目変更登記は、あくまでもご自身の判断によるもので、強制ではありません。

「呉市農業委員会だより」が表彰されました

令和5年度発行の「呉市農業委員会だより」が、第30回「農業委員会だより」全国コンクール（全国農業会議所、全国農業新聞主催）で「全国農業新聞賞」を受賞しました。

令和6年6月27日の広島県農業会議の総会において、表彰式が行われました。



表彰を受ける北村会長



ご利用ください！

農業関係の支援制度

※見出しや文字が赤色は新規事業です。

有機質堆肥の農地投入を支援します

■呉市環境配慮型農業推進事業

環境に配慮した農業生産活動を推進するため、堆肥の購入費の一部を補助します。

対象者等

①呉市内の農地で、販売を目的として農作物を栽培する農業者②自己所有または農地法等に基づき、貸借等の手続きが完了している農地で、堆肥を投入する面積の合計が10アール以上③10アールあたり1トン以上の堆肥を投入すること

対象経費

購入する堆肥費用の内、運搬費、散布代を除いた額※申請前に購入した堆肥は、補助の対象となりません。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内、または1トン当たり補助額が二千五百円のいずれか低い額(百円未満切捨て)

☎農林振興センター ☎77-0374

新規就農者の経営安定を支援します

■新規就農定着支援奨励金

市内で営農を開始して5年以内で60歳以下の方(農業者大学校卒業者またはそれと同等の技

術を有する方など)に、就農初期に必要な設備・機械の導入、農地の取得等に要する経費の一部を助成します。

助成金額

百万円/件以内(新規就農者は経費の全額、後継者は経費の2分の1)

■実践農業技術研修支援奨励金

新規就農希望者(研修終了時45歳以下)の就農前研修(6カ月以上2年以内)受入先(市内認定農業者)に、年間九十六万円以内を支給します。

☎農林振興センター ☎77-0374

オリーブを農地に植えませんか

対象者

市内に農地(所有地・借入地)を有し、果実の収穫を目的とする人(庭木や観賞用は対象外)

自己負担額

3年生の苗木を1本三千五百二十円で販売予定(市の補助後の金額)。

申込 11月29日(金)までに申込書を農林水産課へ。

配付 令和7年3月上旬予定

☎農林水産課 ☎25-3318

遊休農地の再生を支援します

5年以上の耕作を行う目的

で、市内の遊休農地を5アール以上再生する農業者等の取組に対して助成します。

対象者

5アール以上の農地を所有(借地含む)していること

対象経費

①草刈、抜根、整地に要する経費(労務費(本人以外のもの)、消耗品費(小農具等)、機械器具借上代、燃料費等)

②土壌改良に要する経費(堆肥・土壌改良材等)で、①の再生作業が行われた農地が対象

助成金額

2分の1以内(上限一万四千円/アール)。1事業主体当たり三十万円以内

☎農林水産課 ☎25-3318

獣害対策の防護柵設置や捕獲を支援します

■防護柵等資材購入助成事業

防護柵等の設置または既に設置してある防護柵等の補修に要する資材購入費用や、畦畔の復旧等に必要な植生土のう袋の購入費用の一部を助成します(金網柵・トタン柵・ネット柵は延長50メートル以上、設置に要するステンレス製の針金は30メートル程度・U字結束線は80本等の条件があります)。

助成金額 対象資材の購入経費の3分の1以内※同一年度で六万円以内

■大規模防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模な防護柵を設置する場合に、必要な資材を無料でお貸しします。

対象者

販売農家3戸以上を含む農業者等により組織された団体

貸与の主な条件

柵の延長が200メートル以上で囲う農地が30アール以上など

■箱わな購入支援事業

農地等へ設置する箱わなの購入費用の一部を助成します。

対象者

狩猟免許を所持し、有害獣による農作物被害等を防止する目的で箱わなを購入する方

助成金額

対象経費の2分の1以内(上限五万円/基)※同一年度で1世帯1基まで申請可能

■捕獲報償金

呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した方に助成します。

捕獲報償金

イノシシ・シカ四千円/頭、サル一万円/頭

埋設報償金

イノシシ・シカ・サル五千円/頭(狩猟による捕獲の場合を除く)

■狩猟免許取得助成

有害鳥獣捕獲のため、新たに狩猟免許を取得する場合に、講習会受講料と試験受験料を助成します。

☎農林水産課 ☎25-3339

農業用ため池の維持・点検

問い合わせ：農林土木課 ☎25-3320

台風などの大雨に備えて、日頃から所有者・管理者が草刈りなどの維持管理・点検などを行い、異常を早期発見できるようにしましょう。



- 洪水吐、取水施設及び堤体の点検を行ってください。
- 洪水時に備え、洪水吐のつまりの原因となる、ため池内の流木・浮遊物を除去してください。
- かんがい用水の確保に留意しつつ、可能な範囲で水位を低下させてください。
- ため池の変状が認められた場合は、呉市役所農林土木課へご連絡ください。